

令和9年度分 農業用軽油引取税免税証交付申請は郵送でも受け付けます【秋田地域】

- 農業用免税軽油制度は、法律上、令和9年3月31日で終了することとなっておりますが、制度が継続された場合に対応するため、令和9年度使用分の軽油引取税免税証交付申請の(仮)受付を行います。
- 郵送での申請を希望される方は下記【郵送申請に当たっての必要書類】、【注意事項】を確認の上、申請期間内に申請してください。
- なお、交付日程・会場については、申請後返送する引換券に記入しておりますのでご確認ください。
- 制度が継続されない場合、免税証を交付できません。
- 制度が継続された場合は、4月上旬に免税証を交付する予定です。

【申請期間】

令和9年1月12日(火)～令和9年2月26日(金)



農業用免税手続QRコード

【郵送申請に当たっての必要書類】

申請区分に応じた必要書類に加えて下記①、②を必ず用意し、**角形2号封筒**に書類を**折り曲げず**に入れ、下記送付先へお送りください。(郵送にかかる費用は申請者負担です。)

なお、原則、提出された書類は返送しません。

申請区分に応じた必要書類は前回免税証交付時にお渡ししております「農業用免税証交付申請の手続きについて」または「美の国あきた(県ウェブサイト)」をご覧ください。(コンテンツ番号:7689)

また、右上のQRコードからもアクセスできます。

① 引換券返送用封筒
(定形郵便封筒)

引換券の返送に使用します。
110円切手を貼った上で、表面にご自身の住所等を記入してください。

② 郵送申請チェックシート
(この用紙です)

「美の国あきた」、総合県税事務所各支所で配布しています。

※ 使用者証(原本)

忘れる方が多いので、**必ず**同封してください。
更新の場合も、今まで使用していた使用者証を同封してください。

【注意事項】

※1 令和8年12月1日(火)から令和9年1月8日(金)までは総合県税事務所課税第二課での申請受付・指導等は行っていません。
ただし、免税証・使用者証返納、除雪申請・報告は上記期間中も受付を行っています。

※2 使用しなかった免税証がある場合は、返納する必要があります。
免税証返納届出書を記入の上、同封してください。
免税証返納届出書は「美の国あきた」(県ウェブサイト)にてダウンロードできます。
(コンテンツ番号:7689)
なお、有効期間内の免税証は郵送では返納できません。
有効期間が過ぎた後に別途届け出てください。

※3 申請に不備等がある場合、電話でお問い合わせすることや書類の提出を求めることがあります。
連絡がとれない、書類が提出されない等の場合は交付内容に影響することがあります。

※4 申請から1か月経過しても、引換券が届かない場合は、お問い合わせください。

問い合わせ・送付先

秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課 電話番号 018-860-3341

郵送申請チェックシート

下記7つの項目について再度確認し、空欄にチェックを入れてください。
全ての項目にチェックが入りましたら、このチェックシートも封筒へ同封してください。

☐	令和9年1月12日(火)～令和9年2月26日(金)の期間内の申請である。
☐	申請区分(更新、継続等)に応じた必要書類が揃っていて、不備無く記入している。 ※ 全申請区分で使用者証の原本は必須
☐	免税証交付申請書に日中確実に連絡が取れる電話番号を記入している。 ※ 携帯電話番号推奨
☐	A4書類を折り曲げずに入る封筒を使用している。 ※ 角形2号封筒推奨…縦33.2cm×横24cm以上
☐	県税事務所から引換券を郵送するための、定型郵便封筒を同封している。 ※ 定形郵便封筒…縦23.5cm×横12cm以内
☐	引換券返送用の定型郵便封筒に、自分の郵便番号、住所、氏名を記入している。
☐	引換券返送用の定型郵便封筒に110円切手を貼っている。 ※ 2024年10月1日から、郵便料金が改定されました。

↓ 宛名として封筒へ貼り付けてください。

✂ キリトリ ✂

〒010-0951

秋田県秋田市山王四丁目1番2号

秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課 行

【 農業用軽油免税証交付申請書類一式 在中 】